

## 正会員の入会基準

制定 平成11年 9月17日(総会)

改正 平成23年 5月19日(総会)

改正 平成24年 6月19日(総会)

改正 平成30年 1月30日(総会)

(平成30年4月1日公益社団法人)

(目的)

第1条 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会(以下「本協会」という。)定款第5条第3項の規定に基づき、正会員の入会基準を定める。

(入会申込者)

第2条 本協会に正会員として入会しようとする者(以下「正会員入会申込者」という。)は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により、上水道及び工業用水道部門又は下水道部門に登録されてから1年以上が経過していなければならない。

(入会要件)

第3条 正会員入会申込者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 上下水道に関するコンサルタント業を営むものとしての技術力が確保され、かつ、業務遂行能力を有していること。
- (2) 企業の経営基盤が健全で、財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- (3) 本協会倫理綱領(平成12年5月22日制定)を順守できること。
- (4) 入会申込書又はその添付書類中に、重要な事項についての虚偽の記載がないこと、若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

(入会審査)

第4条 理事会は、前条第1号及び第2号の入会要件を審査する際に、次の基準を満たすこととする。

(1) 建設コンサルタント業と建設業又は上下水道に使用する資機材等の製造販売業(以下「メーカー」という。)を兼業している場合は、原則、直近各2年間において、建設コンサルタント業務及び類似業務の年間完成業務収入額の合計が、その企業の年間完成業務収入額の2分の1を超えていること。

(2) 上水道及び工業用水道並びに下水道の登録部門における年間完成業務収入額(これら業務に関連する測量、ボーリング等の年間完成業務収入額を含む。)が、原則、直近各2年間において、3千万円以上であること。

(3) 常勤役員(通常勤務の義務を有している役員をいう。以下この号において同じ。)が他の建設業又はメーカーの常勤役員を兼ねるものでないこと。

(4) 資本構成において建設業又はメーカー1社の出資が資本金の50%未満であること。

2 前項第1号の類似業務の範囲は、測量業、地質調査業、建築設計業、地すべり調査に関連した計測器の設置・観測業務、補償コンサルタント業務、ソフトウェア業、シンクタンク業等とする。

附則

この基準は、平成11年9月17日から施行する。

附則

この基準は、一般社団法人への移行に伴う総会議決規程の経過措置等に関する規程(平成 23 年 5 月 19 日総会議決)に基づき、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会の設立登記の日から施行する。

附則

この基準は、平成 24 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この基準は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。